

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、有限会社田中商店から物品の買い入れを受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成27年7月9日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 企業訪問用手土産

(2) 3種草楽せんべい66枚：赤箱入り

(3) 平成27年7月16日

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に該当する富山市トライアル発注認定業者であること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年7月15日

(2) 提出先

商工労働部工業政策課